

教 育 第 9 1 1 号

平成15年9月30日

埼玉県警察本部長

通告関係業務実施要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、通告関係事務の処理、報告の要領及び不納付事件の送致要領について、必要な事項を定めたものである。